

冬のルール・マナーを守りましょう

●路上駐車はやめましょう！

「路上駐車」があると、除雪車が通れず除雪作業ができずに、デコボコ路面が発生し安全に通行できなくなり、緊急車両も入れなくなります。また、除雪作業を行えた場合でも、向かいの家の前に雪が多く寄せられるなど、近隣に迷惑が掛かります。



●敷地内の雪は道路に出さないようにしましょう！

「道路への雪出し」は通行の妨げや事故の原因となり大変に危険です。道路への雪出しは『道路交通法第76条』『道路法第43条』で禁止されています。



●冬季間のごみ出しとごみステーション管理のお願い

ごみは、収集日当日の朝、8時30分までにゴミステーションへ出してください。前日の夜に出されたごみは、除雪作業の妨げになります。また、降雪によるゴミステーション周囲の除雪については、利用される会員さん相互の協力で行って頂けますようお願い致します。